

1998.4.1 NO.348

Kanada Town Public Relations

広報

# カナダ

三年間の想いでカバンにつめて  
さあ、旅立とう!!



中学校卒業生たち。玄関前での一コマ。(内容は8ページに掲載)

## CONTENTS

- くらしといのちを守るために…(P2~5)
- まちのわだい…(P6~9)
- 平成10年度予算…(P10~11)
- 予算執行状況・年金だより…(P12~13)
- こんにちは保健婦ですほか…(P14~15)
- 交通安全県民運動ほか…(P16~17)
- みんなのひろば…(P18~19)
- 暮らしのインフォメーション…(P20~23)



福岡県金田町

# いのちと暮らしを

## 守るために

設置不許可要請に  
1500人の署名集まる

金田町人見地区と赤池町第9区の町境に、産業廃棄物中間処理施設の建設計画が昨年末から持ち上がった。

両町の反対住民たちは「水源地が汚染され、粉じんが発生する恐れがある」として、福岡県や関係機関に対し産業廃棄物中間処理施設設置不許可要請に立ち上がった……。

今回の広報では、産業廃棄物処理施設とはどういうものなのか、また人見地区での産業廃棄物処理施設反対の取り組み状況を紹介いたします。

↓産業廃棄物中間処理施設建設計画が持ち上がっている県道横の工場跡地



建設計画が持ち上がっている施設は、直方市の業者が金田、赤池両町にまたがるブロック工場跡地の中の約500平方メートルを利用して産業廃棄物中間処理施設を建設しようとしているものです。

その産廃処理施設は、汚泥の乾燥、コンクリートガラ破碎再生、鉦さいの骨材への再生という廃棄物リサイクル施設です。

汚泥乾燥は、1日60トン(10トントラック10台前後)の、福岡市内から発生する建設汚泥(基礎杭建設廃土)を搬入して、天日、風乾燥処理してセメント原料として販売するというもの。1日4トン(4トントラック1台分)のコンクリートガラは、田川郡、直方市内の建設業者から排出されるものを引き取り、破碎して再生クラッシャーランとして再度建設業者へ売却。鉦さいは、1日50トン(10トントラック5台分)の鋳物工場から出る廃砂を加工し、セメント工場の骨材用砂としてリサイクルする施設です。

この産廃施設建設計画に反対しているのは、人見地区と赤池町第9区の住民たち。業者側は、2月7日に人見地区。2月17日には赤池町で住民説明会を開きましたが、住民側は、①赤池町の飲料水にも使われている貴船水源地がすぐ近くにある。②粉じん(ホコリ)の発生。③騒音が起きる——などを理由に反対しています。

## 産業廃棄物とは

いわゆる「ごみ(廃棄物)」は、法律上(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)は、一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に大別されます。

一般廃棄物は、家庭やオフィスなどから出るごみ。法律上は、「産業廃棄物以外のごみ」とされています。わたしたちが日常生活の中で出しているのは、この一般廃棄物に分類されるものです。

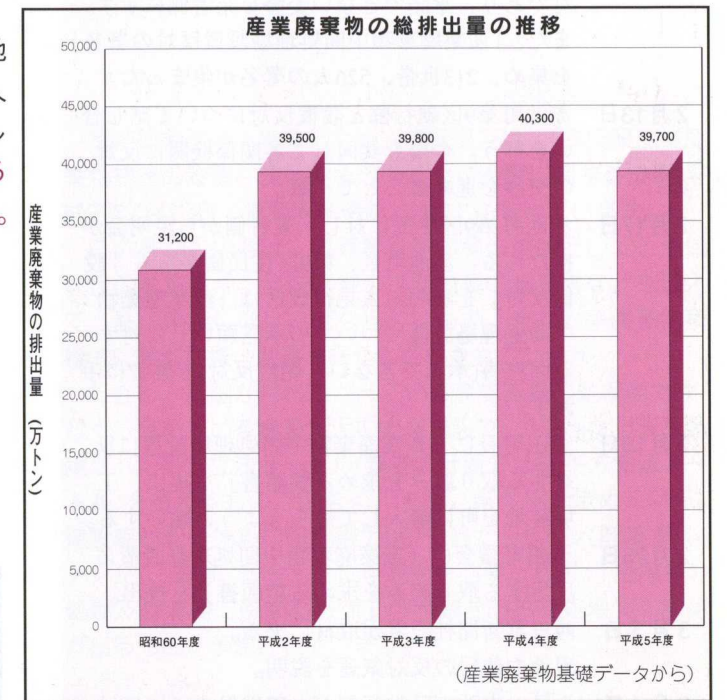
この一般廃棄物の処理や処分は、各自治体(市町村)の責任とされています。

産業廃棄物とは、製品の製造などの事業活動に伴って工場などから排出される廃棄物のうち、大量に排出されたり、質的に処理が困難であるもので、その性状により燃えがら、汚泥、廃プラスチックなど19種類(燃えがら・汚でい・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・鉦さい・建設廃材・動物のふん尿・動物の死体・ばいじん類・これら18種類の産業廃棄物を処分するために処理したものが定められています。

産業廃棄物は、排出した者が責任をもって処理することとされており、自らが処理を行うか、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理を行うこととされています。

その処理は、産業廃棄物の種類ごとに定められた基準に従って行わなければなりません。

産業廃棄物も増加しており、また埋立地が不足していることなどから、不法投棄などによる環境汚染が懸念されています。



## 年間約4億トン!

国内で1年間に排出される産業廃棄物の量は約4億トン。その量はわたしたちが家庭から出す一般廃棄物の8~10倍にも上ります。

平成9年9月厚生省発表の産業廃棄物基礎データ(平成6年度)によると、業種別排出量では、建設業が約7,693万トン(全体の19%)、農業が約7,488万トン(18.5%)、電気・水道・ガス・熱供給では約7,461万トン(18.4%)と、この3つの業種で全体の6割弱を排出しています。

年間約4億トンの廃棄物の種類は、汚泥(全体の45.5%)、動物のふん尿(18.4%)、建設廃材(14.9%)と上位3品目で、総排出量の3億トン弱、約8割を占めています。

国内の産業廃棄物中間処理施設は11,279カ所(平成7年4月1日現在、対前年261カ所増)あり、中間処理施設による廃棄物の処理は、全体の42%に上る、約1億7,000万トンが処理されています。

一方、最終処分場を含む産業廃棄物処理業の許可件数は、平成7年4月1日現在、延べ100,672件で、前年比で5,039件と急増しています。

# 産廃施設反対に対する 人見地区の取り組み状況

(3月17日現在)

- 12月24日 人見行政区長宛に直方市の産廃処理業者から、「産廃中間処理施設建設の承諾願ひ」が提出される。
- 1月24日 人見区執行部、区会として「施設建設の承諾はできない」と業者に伝える。
- 2月7日 業者の説明会が人見公民館で開かれる。説明会に出席した区民は、「騒音、ほこり、水源地や地下水の汚染」などで施設建設絶対反対であり、承諾できない姿勢を業者側に示す。また、「産廃中間処理場設置反対の署名」を集め、213世帯、526人の署名が集まった。
- 2月13日 赤池町第9区執行部と設置反対について話し合いを行う。今後も共同して各関係機関に反対の交渉を進めることで一致。
- 2月17日 赤池町第9区住民に対し、業者側から説明会が持たれる。赤池町長、第9区住民側からも「設置反対」を表明。人見行政区は「産廃中間処理場設置についての承諾願ひ」に対する回答書(承諾できない・絶対反対)を業者に手渡す。
- 2月18日 金田町長に「産廃中間処理場設置に反対する取り組みを求める要請書」を提出、工場跡地を町に購入してもらうようお願いする。
- 2月25日 金田町議会に「産廃中間処理場設置に反対する取り組みを求める請願書」を提出。
- 3月3日 西日本新聞記者が取材に来る。現地や住民の反対気運を説明。
- 3月4日 人見、赤池両区執行部が、田川保健所に反対交渉。1,503人分の反対署名も手渡す。また田川土木事務所にも出向く。
- 3月5日 福岡県産廃物対策課へ交渉。保健環境部長、産廃物対策課長は不在で、担当職員は「許可申請が法の基準内であれば許可せざるを得ない」と回答。県知事宛の署名は、次回交渉時ということで話しを打ち切る。
- 3月6日 田川保健所から担当課長ほか職員が、工場跡地を見に来る。同日、西日本新聞紙上に反対取り組みの記事が掲載される。
- 3月8日 人見行政区執行部の一人が、業者と話し合う。業者側はあくまでも建設設置する意向であることを確認。
- 3月10日 金田町議会に提出した請願書が、議会全員一致で採択される。
- 3月12日 田川警察署生活安全課へ陳情、現地を調査。また田川保健所に6日の調査についての処置を聞きに行く。現地の様子を知らせるために、写真を福岡県保健環境部に送付。
- 3月17日 第9区行政区と、「産廃絶対反対」の看板設置について協議。3月29日に設置予定。

## 産廃施設反対への経緯

人見行政区へ「産廃中間処理工場設置の承諾願ひ」が12月24日付けで区長宛に直方市の業者から届き、これを受けて年明け早々、区執行部会、区会を開きました。

この話し合いの中で、①水道水源の貴船水源地に近いこと。②廃コンクリート粉砕によって騒音が生じること。③汚泥の乾燥や廃コンクリート粉砕によってホコリが懸念されること。④大型ダンプカーの出入りによって、騒音やホコリが生じ、また交通事故などの危険性をはらんでいることなど、住民にとっては好ましくないと意見が一致。業者には区会などの話し合いの結果、「承諾できない」という返事を1月24日に伝えました。

ところが業者側は、「区役員だけでなく、多くの住民に理解を求めたい」ということで、住民説明会を開かせて欲しいと申し出がありました。

人見行政区役員は、住民にとって重要な問題であり、産廃施設に対する住民の意志を業者側に訴えかけることが大切だとして、地区住民全員参加を呼びかけ、2月7日、人見公民館で業者説明会が行われました。

説明会終了後に行った区民総会では、「産廃中間処理施設設置は、施設設置予定地周辺の住民にとっての生活はもとより、地域の環境にも多大な悪影響を及ぼす。施

### ↓赤池第9区との合同対策会議の様様



設設置には絶対に反対である」ということが、満場一致で決定されました。

以上が、産廃施設反対運動への取り組みの発端となりました。

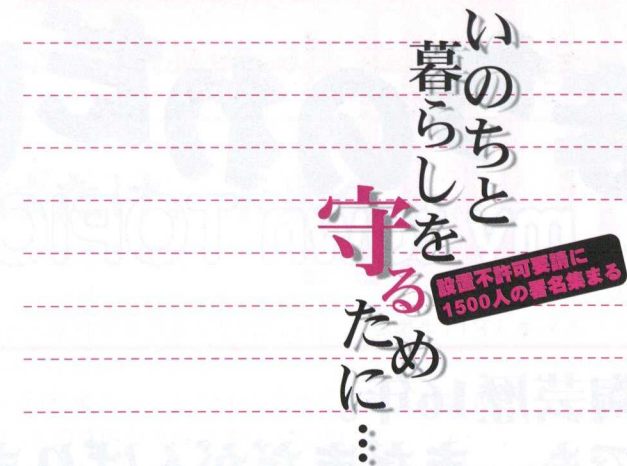
この産廃中間処理施設の計画敷地は、隣町の赤池第9区行政区とまたがるために、同様の「設置承諾願ひ」が、赤池側住民にも届き、第9区行政区側も「設置反対」という意見が一致し、共同で反対運動に取り組むようになりました。

## 法によれば……

産廃中間処理場を設置しようとする場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条により、設置区域の都道府県知事の許可を受けなければなりません。

この法律によって産廃施設の許可権は、知事にあります。しかし、この法律の定める処理基準内であれば、許可しざるを得ないようで、いかに知事の裁量権でも拒む余地はないとされているのです。

周知のとおり、産廃中間処理に関する問題は山積みしています。後をたたない不法投棄。その結果生じる住民への不信感と、処理施設建設をめぐる地域紛争が各地で起こっています。



地域紛争予防、調整のため、福岡県では、「福岡県産廃中間処理施設設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年7月13日・福岡県条例第20号)」を定めています。

この条例の内容は、処理業許可申請の前段として、地域住民の意見書や、当該区域の市町村長の意見書などを添えて、許可申請しなければならないもの。また紛争調整に積極的に県が指導、助言を行うものとされています。

しかし、計画が持ち上がっている産廃施設の処理能力は、政令で定めている建設汚泥の乾燥施設で、1日当たり天日乾燥が100平方立法メートル(業者の計画では60平方立法メートル)を超えるものではなく。また、県条例で定めている、建設廃材粉砕施設の処理能力は1日当たり5トン(計画では4トン)と、条例、政令ともに手続きを必要とせず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の手続きのみで処理業の許可が出るものと予想されています。

## 過去の苦渋が……

現時点(3月17日現在)での、業者から福岡県への処理業許可申請書の提出は行われていませんが、許可申請の内容に問題がなければ、法的に不許可にすることができないというのが現実なのです。

施設設置予定地は、かなり密集した住宅地の中にあります。過去、ブロック工場が操業している当時から、周辺住宅地域では、ホコリで悩まされた経緯がありました。その苦情は再三、業者へ訴え続けられましたが、何ら解決もしなく、ただ住民は耐えうるしかなかったようです。

人見地区住民、隣接する赤池地区住民が強く反対するものも、そうした苦渋を体験し、将来的にも多くの問題を生み出す不信感から「いのちと暮らしを守るために」反対運動を展開していく模様です。

両反対住民らのこれからの取り組みは、県道沿いに「産廃絶対反対」とスローガンを掲げた、立て看板を設置(3月29日)し、同日に反対決起集会が計画されています。また、設置予定地の購入(行政区ないしは町)への働きかけと、関係機関への交渉や要請など、住民一体となって取り組む姿勢を見せています。